

米国株券の信用取引代用有価証券への追加等に伴う
受託契約準則の一部改正について

2019年4月16日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、受託契約準則の一部改正を行い、本年7月16日¹から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、米国株券を信用取引の委託保証金の代用有価証券として用いることへのニーズが顕在化してきたこと等を踏まえ、市場利用者の利便性の向上を目的として、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

(1) 米国株券の信用取引代用有価証券への追加

- ・ 米国の金融商品取引所に上場されている外国株券等について、信用取引における委託保証金代用有価証券に追加することとします。
- ・ 代用価格は、前述の金融商品取引所における前日の最終価格を取引参加者が指定する為替相場により円貨に換算した価格に、100分の60²を乗じた額とします。

(備考)

- ・ 第40条第2項、第3項

(2) 米ドルによる信用取引に係る委託保証金の差入れ

- ・ 米ドルによる信用取引に係る委託保証金の差入れを可能とします。
- ・ 米ドルにより差し入れられる委託保証金の金銭の額については、取引参加者が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格に100分の95を乗じた額とします。

- ・ 第39条の2第1項、第2項

(3) その他

- ・ 発行日決済取引についても、同様の取扱いとすることとします。

- ・ 第32条

III. 施行日

2019年7月16日¹から施行します。

以上

¹ やむを得ない事由により、施行予定日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行することとします。

² 当該最終価格が、差入時の直近のものである場合には、100分の70とします。